

愛知県環境審議会総合政策部会 会議録

1 日時 2025 年（令和 7 年）8 月 8 日（金）午後 3 時から午後 4 時 15 分まで

2 場所 愛知県環境調査センター 1 階 第 1 会議室

3 議事

（1）審議事項

愛知県環境影響評価条例の対象事業の規模に係る要件の見直しについて

4 出席者

（1）委員・専門委員

深澤部会長、浅川委員、井上委員、大石委員、杉山委員、高橋委員、渡邊委員、
橋本専門委員

【オンライン出席】

長田委員、南委員、山中専門委員

（以上委員 9 名、専門委員 2 名）

（2）事務局

環境局：

平野技監、杉本環境政策部長

環境局環境政策部環境活動推進課：

西川課長、高橋担当課長、國立課長補佐、佐藤主査、渥美主査、林主査

（以上 8 名）

5 傍聴人

1 名

6 会議内容

（1）開会

（2）議事

愛知県環境影響評価条例の対象事業の規模に係る要件の見直しについて

- ・ 資料 1 について、事務局から説明があった。

<質疑応答>

【井上委員】愛知県の場合は環境基準が達成されており、現状、大気汚染物質の発生量の抑制が喫緊の課題ではないと理解した。

水素・アンモニア等以外の規模要件を厳しくすれば、燃料使用量が 11.25 トン未満の施設においても新燃料への転換が促され、より大気汚染物質の発生量が少なくなると考えたが、環境基準の達成率が光化学オキシダント以外は 100%であることと、光化学オキシダント発生の生成機構が不明確

で、窒素酸化物との関係が明確ではないことから、事務局の提案でよいと考えている。

【浅川委員】番号2について、前回の資料では、他の自治体でばい煙の発生量を規模要件としたところがあったが、対応案では判断が困難と記載されている。ばい煙の発生量を規模要件としている他の自治体はどのように判断しているのか。

【事務局】他の自治体でばい煙の発生量を規模要件としているところはなく、排ガス量を規模要件としている。

【浅川委員】ばい煙の発生量と排ガス量は違うということか。

【事務局】ばい煙の発生量は排ガス量にばい煙の濃度を掛けて算出する。ばい煙には窒素酸化物や硫黄酸化物などがあり、ばい煙の発生量はそれぞれの物質の排出量となる。排ガス量は様々なガスが混ざり、空気も一定の割合で含まれたものの排出量である。

【浅川委員】排ガス量であれば規模要件にできるということか。排ガス量を規模要件とすることのメリット・デメリットはあるのか。

【事務局】排ガス量を規模要件とすることはできる。燃焼の仕方により燃焼空気の比率が異なるため、燃料使用量が同量でもボイラーやタービンなど施設の種類により排ガス量は変わる。そのため、ばい煙の発生量を把握するという点では、燃料使用量の方が把握しやすいと考える。

【浅川委員】考え方に違いがあるということは理解した。

【浅川委員】番号3の対応案の※2について、アンモニア製造時に二酸化炭素の排出量を7割減できる製造方法とは具体的にどのような製造方法なのか。

【事務局】アンモニア製造はハーバーボッシュ法により水素と窒素を反応させることになるが、再エネ等を用いて製造した水素を用いるということが考えられる。水素と窒素からアンモニアを合成する際には、燃料を使用することになるため、その際に発生する二酸化炭素はCCUS (Carbon Capture, Utilization and Storage) により相殺することが考えられる。

【浅川委員】CCUSの技術は既にできているということか。

【事務局】世界各地で実際に実証実験などがされている。

【浅川委員】了解した。法律で低炭素水素等という定義があるのであれば、規模要件の緩和対象となる水素とアンモニアに関しては、この低炭素水素等に限るといったように限定することはできないのか。

【事務局】環境影響評価制度は、工場・事業場で水素、アンモニアを燃料として使用した場合に、周辺にどのような環境影響を及ぼすかという点で評価を行うため、製造工程によらず、水素、アンモニア全てを緩和の対象にしたいと考えている。

水素、アンモニアはご指摘のと通りの製造上の課題等あるが、国が低炭素水素等の利活用に向けた支援を進めているところである。

【浅川委員】環境影響評価制度としては理解したが、環境審議会は環境保全を目指して意見を言う場であると考えているので、製造時の二酸化炭素排出量にも

留意した方が良いと考え発言した。

【事務局】低炭素水素等の普及拡大については、地球温暖化対策の観点として取り組んでいきたい。

【杉山委員】環境影響評価の制度上、環境負荷低減燃料を使用した場合にばい煙などによる大気質への影響が低減されることは理解したが、二酸化炭素の観点では、脱炭素を目指していく過程にある中で、慎重に判断すべきかと考える。例えば、愛知県で二酸化炭素が排出されなくても、他の地域で排出していれば地球には排出されるわけであり、二酸化炭素排出量の計算はLCAなど、全ての段階で脱炭素化を目指していくという考え方が普及、定着し始めていることに配慮すべきである。

また、効率がよくなっているからといって対象規模を大きくすることにより、排出される総量が結局大きくなってしまわないかという点について検証がされるのかも気になった。

【事務局】二酸化炭素の排出において、地球全体で考えることは重要ではあるが、今回は、環境影響評価制度の目的である、周辺環境への影響という観点で検討を進めていきたい。

検証という点については、環境影響評価制度は事業ごとに予測・評価を行い、周辺への環境影響の程度を確認している。予測・評価の結果を受けて、さらに排出量の低減が必要となった場合に低減策を講ずるものであるため、一律に変化量を定め検証することは難しい。

【深澤部会長】今回の議題は既存の環境影響評価条例の枠組みを前提として、その枠組みの中で環境負荷低減燃料への転換にインセンティブを与えるということが目的である。

また、今回見直そうとしているのは、ばい煙排出に係る規制基準ではなく、環境影響評価の手続きの対象になるかどうかの基準であるため、手続きの対象となった場合とならない場合でばい煙の排出量がどう変わるかは予測がつかず、答えが出しにくいということかと考える。

【大石委員】水素等にすれば全てクリーンだという誤解を生まないためにも、水素等の総合的なグリーン化を目指すということを、どこかに一言入れることはできないか。

【事務局】環境影響評価制度の中で入れることは難しいと考えているが、国も県も水素等の低炭素化に向けた取組みをしっかりと進めているということで、ご理解いただきたい。

【深澤部会長】本部会は、諮問された事項に対して審議する場であるため、環境影響評価条例の枠外のことについて、提言するのは中々難しいと思う。

【事務局】環境影響評価の対象となった事業については、環境保全上の見地からの知事意見を述べることとなるため、製造段階からできる限り環境負荷の低減された水素・アンモニアを使用するよう求めることなどを検討していきたい。

【長田委員】番号4の回答について、排出量と年度の関係を示した図の出典を教えて

いただきたい。

また、「本県としては引き続き、窒素酸化物の排出抑制に努めてまいりたい」とのことだが、排出量が減少している理由と愛知県の取組みを具体的に教えていただきたい。

【事務局】出典は、愛知県調べである。

固定発生源からの窒素酸化物の規制については、法において施設の設置時期に応じて、基準を厳しくしていることから、施設の更新に従い、排出量の低減が図られる。法以外にも、要綱等において、新たに施設を設置する場合には排出基準から2割削減を事業者に求めている。これら取組みを継続することで、引き続き排出抑制に努めてまいりたい。

【長田委員】それら取組みにより、今後10年ぐらいはこのペースで減少することが予想されると理解してよいか。

【事務局】施策をしっかりと行い、事業者到低減を求めてまいりたい。

【浅川委員】番号6の回答について、「アンモニア混焼をした際に窒素酸化物は同等以下であった」とあるが具体的に何%であったかわかれば教えていただきたい。

【事務局】ボイラー出口において、石炭専焼とほぼ同等の濃度であり、脱硝装置により煙突出口ではさらに排出量が低減されている。

【浅川委員】石炭専燃より増加はしていないという理解でよいか。

【事務局】そのとおり。さらに、低NOxバーナーの開発が進められている中、現段階において同等の排出量まで下げることができたと理解している。

【浅川委員】状況は理解した。

- ・ 資料2について、事務局から説明があった。

<質疑応答>

【井上委員】1点目として、資料2の1ページにおいて「審議の経過を「中間とりまとめ」として」とあるが、経過ではなく結果のほうが適切ではないか。

【事務局】今回は「中間とりまとめ」であり、パブリック・コメントの募集後に本部会においてパブリック・コメントの内容を踏まえ必要な修正を行い、とりまとめていただくことになるため、経過という表現とした。

【井上委員】深いこだわりはないが、第一感として思ったため、発言した。

2点目として、2ページにおいてばい煙の定義が記載されているが、窒素酸化物が記載されていない。一方で3ページにおいて「窒素酸化物以外のばい煙の排出」とあるが、ばい煙に窒素酸化物は含まれるのか。含まれる場合、定義に記載がないため、理解し難い記載となっている。

【事務局】2ページ中の「その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質」の中に窒素酸化物が含まれているが、ご指摘のとおりであるため、必要な修正を加える。

【井上委員】了解した。

3 点目として、3 ページにおいて「上記の燃料と同等の環境性能」とあり、環境性能をいう言葉が新たに出てくるが環境性能の定義は何か。

【事務局】3 ページのアの3 行目に記載されている「窒素酸化物以外のばい煙の排出が見込まれず」という部分が定義となる。

【井上委員】当該文言の部分にカッコ書きで環境性能などと記載するなど、同等の環境性能が何を指しているのか分かるようにしていただきたい。

【事務局】ご指摘を踏まえ、文章を修正する。

【井上委員】最後に、3 ページのイの下から2 段落目において「算出すると 19.9t となる。」となっている。その後に「燃料使用量等を 20t とする」とあるが、なぜ 19.9t ではなく 20t にしたのか。また、20 と 20.0 は違うが、20.0 であれば、なぜ 19.9 から 0.1 上げたのか。

【事務局】19.9t は代表的な熱効率を基に設定してあることから、数字を丸め 20t とした。

【井上委員】元々の規模要件は 11.25t であり、1t 単位で丸めていないため、なぜ今回だけ 1t 単位で丸めるのか理解ができない。また、環境分野では基準を厳しくするために切り上げではなく切り下げする場合が多いため、1t 単位であれば 19t に、0.5t 単位であれば 19.5t に、0.1t 単位であれば 19.9t になるかと思うがどうか。

【事務局】再度、計算結果を確認し、どのような取扱いにするか検討する。

【大石委員】先ほどの水素等のグリーン化に関する議論に関連して、2 ページの「水素、アンモニア、都市ガス及び天然ガスは、」の段落において「石炭、重油等と比較して二酸化炭素の排出が少なく地球温暖化対策に資するとともに、燃焼時に窒素酸化物以外の」という記載があるが、製造時には水素・アンモニアも二酸化炭素を出すため、「燃焼時に」という文言は前に持っていくべきではないか。

【事務局】「水素、アンモニア、都市ガス及び天然ガスは、石炭、重油等と比較して、燃焼時の二酸化炭素の排出が少なく地球温暖化対策に資するとともに、窒素酸化物以外のばい煙の発生がなく」と修正する。

【大石委員】了解した。

【浅川委員】資料 1 の番号 3 の回答にあった、水素社会推進法が制定され、低炭素水素等の利用促進が図られているということをどこかに盛り込めないか。

【事務局】2 ページの（１）背景の 2 段落目の後に盛り込む形でどうか。

【浅川委員】了解した。背景に記載することで、目指している方向がはっきりし、なるべく低炭素水素等を使用してほしいという意志も示せるかと思う。

【深澤部会長】これまでの水素等のグリーン化に関する委員の指摘を踏まえると、諮問内容からずれてしまうが「条例の運用に際して、水素等のグリーン化に関する指導をしてはどうか」といった内容を付言のような形で書くことはできるか。

【事務局】検討する。

【井上委員】2 ページの下から 4 行目の「燃焼時に窒素酸化物以外のばい煙の発生が

なく」という部分について、ばい煙にはカドミウムや鉛が含まれるが、天然ガスの場合これらが微量ながら含有しているのではないか。ないと言い切ることができるのか。

【事務局】不純物として天然ガスに含まれているか確認する。

【深澤部会長】中間とりまとめ（案）について、委員からの意見を踏まえて修正する必要がある。修正内容については、それぞれの委員に確認した上で、部会長に一任させていただくこととしてよろしいか。

（委員から意見等なし）

【深澤部会長】異議なしとされたので、修正内容については部会長に一任いただき、修正を加えたものを部会の中間とりまとめとする。

（３）閉会